



公共施設の再配置に関連する基本的な情報をお知らせします。

市債残高

各課等の予算編成作業もほぼ終わり、年末か年明けには、示達という厳しい現実が待ち受けています。「もっと予算があれば」、「予算がつかないから」と多くの職員が失望し、あきらめ感が漂うこの時期だからこそ、前号、前々号に続き、お金の話をしたいと思います。

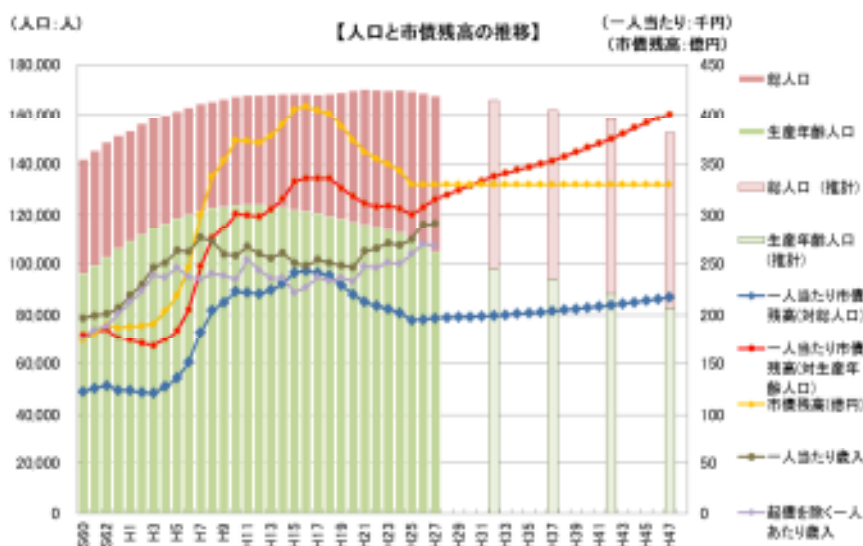
今回は、「市債残高」に着目してみたいと思います。本市は、借金が少ない、いわゆる「健全財政」です。平成 26 年度決算における実質公債費比率は 3.5%、将来負担比率¹⁾は 40.2%と、いずれも全国平均を下回ります。(ちなみに我が家の実質公債費比率は 10%、将来負担比率は 100%を軽く超えています…)

「実質公債費比率や将来負担比率が全国平均を下回っているならば、もう少し借金をしてもいいのでは」、予算編成に苦しんだ職員の中にはこう思う方もいたかもしれません。しかし、この健全財政を維持することがいかに大切なことなのか、公共施設再配置の視点で解説したいと思います。

借金の重み

このグラフは、本市の昭和 60 年以降の人口、生産年齢人口、市債残高、市民一人当たり及び生産年齢人口一人当たりの市債残高、市民一人当たりの歳入及び起債を除く歳入の推移を表したものです。

市民一人当たりの歳入(茶線)は、平成 7 年度まで順調に増えてきましたが、その後、リーマンショックが起きた平成 20 年度までは減少傾向にあります。起債を除く市民一人当たりの歳入(灰線)を見ても、バブル崩壊後から伸びていませんが、一人当たりの歳入は増えているので、起債を増やして平成 7 年度までの歳入増加を維持していたことがわかります。その後も起債を除く歳入が減少傾向にある中で、従来よりも多めの起債の発行を続け、サービスを維持してきました。その結果、市民一人当たりの起債残高は、平成 16 年度にピークを迎え、起債を除く一人当たりの歳入が増えなくなった平成 4 年度の 2 倍に達しましたが、平成 17 年度からプライマリーバランスの黒字を保ったことにより、ピークの 8 割程度にまで減ってきました。



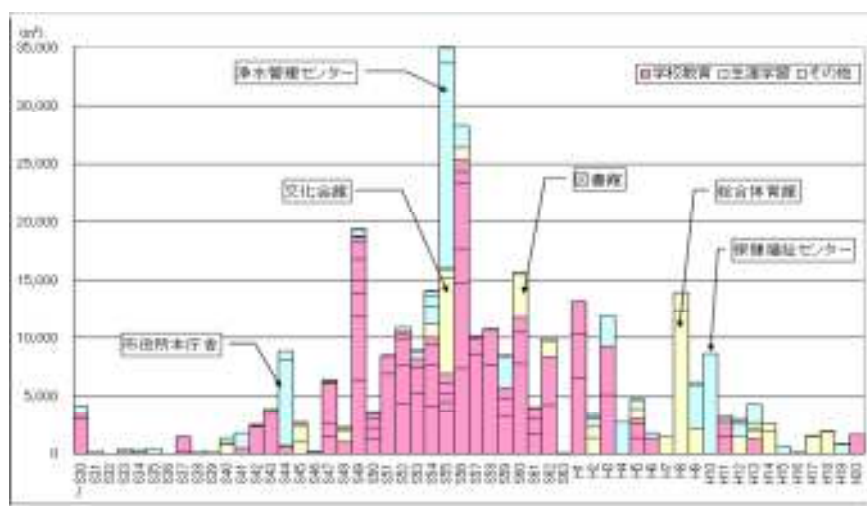
しかし今、この黒字を保つことができるか否かの瀬戸際にあるといえます。平成 26 年度決算では、市債残高は、平成 25 年度決算からわずか 12,000 円しか減らすことができませんでした。平成 21 年度から市民一人当たりの歳入は増えているのになぜと思う職員の方もいると思いますが、右表をご覧ください。歳入増額分は、地方交付税が半分、残りは、市債、国県支出金とすべて依存財源です。前々号でも解説したとおり、地方交付税はそのほとんどが臨時財政対策債の償還に充てられます。また、国県支出金も増額分は、扶助費に充てられているものが大半だと思います。したがって、市民一人当たりの歳入が増えていたとしても、豊かになったとか、財政の自由度が高まったというのとはわけが違います。

区分	H26	H21	増減
市税	237.9	244.9	△ 7.0
繰越金	17.7	10.9	6.8
繰入金	11.5	8.9	2.6
諸収入	9.6	15.1	△ 5.5
使用料・手数料	7.3	7.8	△ 0.5
分担金・負担金	5.4	4.6	0.8
財産収入・寄附	2.0	0.9	1.1
小計	291.4	293.1	△ 1.7
国庫支出金	80.6	71.7	8.9
県支出金	33.1	27.0	6.1
市債	35.4	25.2	10.2
地方交付税	23.0	3.0	20.0
地方消費税交付金	17.0	14.4	2.6
地方譲与税	3.0	3.7	△ 0.7
自動車取得税交付金	0.8	2.1	△ 1.3
地方特例交付金	1.2	2.8	△ 1.6
その他	4.5	2.7	1.8
小計	198.6	152.6	46.0
合計	490.0	445.7	44.3

(億円)

前頁のグラフにも表したとおり、たとえ起債残高が同額で推移（黄線）したとしても、人口一人当たり（青線）の起債残高は、人口減少の結果、増え続けてしまうこととなります。特に生産年齢人口の減少は大きく、一人当たりの負担（赤線）は、現在の 30 万円から 40 万円に増額してしまいます。つまり、起債残高を人口減少分と同じだけ、できれば生産年齢人口の減少と同じ 4 分の 3 に減らしていかなければ、将来の市民の負担は必ず重いものになってしまいます。（生産年齢人口の所得が 1.3 倍になっていれば別ですが、現実的には…）

下図のとおり、本市のハコモノは、昭和 50 年代に建てられたものが半分を占めます。昭和 50 年に建てられたものは、平成 47 年に築 60 年となります。すなわち、前頁のグラフの先に待ち受けているのは、ハコモノの建替えが集中し、起債の増加を避けて通れない時期です。起債の償還は 20 年以上にわたるのが一般的です。これから 20 年間の起債のあり方は、今までとは未来への重みが違うものになるということ、改めて肝に銘じておく必要があります。



i 毎年度経常的に収入される財源に対する、公債費（借金の償還金）や公営企業債に対する繰出金などの交際費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）の負担の程度を示すもの。

ii 標準的な財政規模に対する将来の負担（実質的な借金残高から返済に充てられる基金の残高、将来の収入等を引いたもの）が占める割合を示すもの。